

## 各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

## 各務原都市計画

### 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は、各務原台地を中心に東西に長い市街地が広がり、JR や名古屋鉄道の鉄道インフラに加えて、東海北陸自動車道をはじめとする道路交通網などのストックを活用して、航空宇宙産業等の製造業が集積されるとともに、河川環境楽園等の観光施設や大規模商業施設等の交流拠点が形成されています。また、経済活動等においては、名古屋市や岐阜市などとの結びつきが強く、鉄道や自動車による通勤・通学など、区域外への移動が日常的に発生しています。さらに、木曽川水系の自然景観や中山道をはじめとした歴史・文化資源が豊富にあり、自然や歴史・文化を活かした景観まちづくりを積極的に進めています。

こうした中、本区域においては、郊外住宅団地を中心に入口が減少し、高齢者人口は年々増加傾向にあります。一方で、製造品出荷額等は上位に推移しており、地域の活性化のためには、豊かな住環境を保全しながら、既存の産業振興を図ると同時に新たな産業の受け皿となる土地需要への対応など、コンパクトで活力ある都市づくりが求められています。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「笑顔があふれる元気なまち」と設定し、鉄道駅周辺への居住誘導などによる集約型都市を目指すとともに、鉄道や道路網などのストックを活用し製造業を中心とした産業振興、新たな交流人口を生み出す商業系の土地利用、自然と歴史・文化を活かした豊かな住環境の維持・保全など、都市計画として諸課題に対応しながら、住民と協働して都市づくりを進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2017 年（平成 29 年）に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び 2030 年（令和 12 年）を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のとおり変更するものです。

**各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(各務原都市計画区域マスターplan)**

---

**岐 阜 県**

## 目 次

---

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	1
1-3	当該都市計画区域の課題	4
2	都市計画の目標	6
2-1	都市づくりの基本理念	6
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	6
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	8
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	10
3	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	11
3-1	区域区分の有無	11
3-2	区域区分の方針	14
4	主要な都市計画の決定の方針	15
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	15
1.	主要用途の配置の方針	15
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	17
3.	市街地の土地利用の方針	17
4.	市街化調整区域の土地利用の方針	18
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	19
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	19
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	21
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	23
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	24
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	24
2.	市街地整備の目標	24
3.	その他の市街地整備の方針	24
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	24
1.	基本方針	24
2.	主要な緑地の配置の方針	25
3.	実現のための具体的な都市計画制度の方針	26
4.	主要な緑地の確保目標	27

## 1 当該都市計画区域における現状と課題

### 1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

各務原市総合計画（計画期間：2015年度～2024年度）基本構想では、将来都市像として『笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感　かかみがはら～』を掲げ、「誇り」・「やさしさ」・「活力」の3つの基本理念と9つの基本目標を踏まえ、各務原都市計画区域（以降、「本区域」という。）におけるまちづくりの方針を設定しています。

#### 【9つの基本目標】

- ① 思いやりとふれあいのある協働のまち
- ② 心豊かで文化を育む人づくりのまち
- ③ 豊かな自然と調和する共生のまち
- ④ 元気があふれる健やかなまち
- ⑤ 支えあいと笑顔あふれる思いやりのまち
- ⑥ いつまでも住み続けたい安全・安心のまち
- ⑦ 便利で快適に暮らせるまち
- ⑧ 賑わいと創造性を感じる活力あるまち
- ⑨ 持続可能な自立した地域経営のまち

#### 【都市計画分野に求められる施策（まちづくり方針）】

- ア. 新たな産業の誘致・育成及び都市の魅力を活かした交流ネットワークの形成
- イ. 良好な住環境と自然環境が美しく調和した都市基盤の創造
- ウ. 誰もが安全・安心で快適に暮らせる都市環境の形成及び様々な都市機能を集約したコンパクトな市街地の形成
- エ. 美しく個性的な都市景観の形成
- オ. 市民との協働によるまちづくりの推進

### 1-2 まちづくりの現況

本区域は、各務原台地を中心に東西に長い市街地が広がり、JR や名鉄に加えて、東海北陸自動車道をはじめとする道路交通網などのネットワークを活用して、航空宇宙産業等の製造業が集積されるとともに、河川環境楽園等の観光施設や大規模商業施設等の交流拠点が形成されています。

また、木曽川水系の自然景観や中山道をはじめとした歴史・文化資源が豊富にあり、自然・歴史資源を活用し、美しく個性的なまちづくりが行われています。

**① 人口の減少推移、高齢化の進行**

- ・近年、人口の伸びが緩やかになり、2015年に減少に転じています。那加北部・蘇原北部・鵜沼南部の市街地外縁部及び川島地区等で人口が増加している一方で、郊外住宅団地の一部では著しく人口が減少しています。
- ・老人人口（65歳以上）の割合が過去10年で7.6ポイント上昇しており、人口の高齢化が進行しています。

**② 交流人口の増加**

- ・木曽川をはじめとした恵まれた自然環境、歴史文化施設等は、観光資源として活用されています。
- ・河川環境楽園及び広域的な大規模商業施設等により、交流人口が増加しています。

**③ 安定的な製造業集積の維持**

- ・航空宇宙産業をはじめとする製造業が集積されており、区域内に分散して工業地や工業団地が立地しています。
- ・近年は、製造業の従業者数、製造品出荷額等とともにほぼ横ばいで推移しています。

**④ 交通体系等の状況**

- ・鉄道は、JR高山本線（駅数4）と名鉄各務原線（駅数12）が中央部を東西に並行して走り、地域間交通を担う大量輸送機関として重要な役割を果たしており、近年、利用者数は一部の駅を除いて増加しています。
- ・バス路線は、岐阜乗合自動車、名鉄バス、各務原市ふれあいバスが運行されていますが、自家用車の利用により、バスの利用率は低い状況にあります。
- ・道路網は、広域幹線である（都）一般国道21号線や（都）江南関線を骨格とし、県道、市道によりネットワークが形成されていますが、この2本の骨格道路は、交通量が多く渋滞が激しくなっています。
- ・鉄道が東西に横断し、それを取り巻く形で市街地が形成され、さらに中央部に広大な敷地を有する航空自衛隊岐阜基地があることから、南北方向の道路機能が弱い状況となっています。

**⑤ 都市計画道路の整備の状況**

- ・都市計画道路については、15路線・延長55.34km（2017年度末）が都市計画決定されており、このうち、市街地（市街化区域内）の延長は37.01kmとなっています。
- ・改良済み・概成済みを合わせ40.47kmと、計画延長に対する整備率73.1%となっている

一方で、周辺市町へ繋がる路線の整備が遅れています。

#### ⑥ 住環境や開発の動向

- ・市街化区域内の市街地については、地区計画等により敷地の最低面積を定めるなど計画的な整備が進んでいる地区においては、概ね良好な住環境となっています。
- ・既存住宅地の一部には、密集した住宅が多くみられる地区がある一方で、空き家・空き地等の都市的未利用地が残存している地区があります。
- ・市街化調整区域においては、近年の開発行為の大半は、専用住宅を主体に 0.3ha 未満の小規模な宅地開発となっています。
- ・市街化調整区域の既存集落周辺においては、経年的に開発行為が行われており、スプロール的な宅地化が進行しています。

#### ⑦ 都市施設等の整備の状況

- ・市街化区域面積の約 27%、25 地区（772.3ha）において地区計画が都市計画決定されているものの、区画道路等の地区施設の整備が完了した地区は 6 地区にとどまっています。
- ・土地区画整理事業地区面積の市街化区域全体に占める割合は 15.5%（2017 年度末）にとどまるとともに、既成市街地の一部においては狭あいな生活道路が残るなど整備が遅れています。
- ・人口一人当たりの都市公園面積は、16.3 m<sup>2</sup>/人（2018 年度末）となっていますが、既成市街地の一部においては身近な公園の整備が遅れている地域もあります。
- ・公共下水道（汚水）は、投資効果の高い市街化区域を優先的に整備し、当区域においてはほぼ概成しています。本事業を含む木曽川右岸流域下水道（4 市 6 町）は、効率的・経済的に運用されています。
- ・公共下水道（雨水）の全体計画面積のうち 1,536ha について事業認可を受け、整備された排水面積の割合は 71.7%（2018 年度末）に留まり、近年においても浸水箇所が発生しています。

#### ⑧ 都市景観の形成

- ・景観法が制定されてから一早く景観行政団体（平成 16 年度に移行）となり、都市景観の形成に取り組んでいます。
- ・歴史資源、自然資源等の再発見、景観を創造する地区等を抽出し、景観形成を推進しています。

### 1－3 当該都市計画区域の課題

これまでの社会資本整備実績及びこれからの都市づくりの視点からみた本区域の課題は、以下のとおりです。

#### (1) 集約型都市構造の形成

- ・集約型都市構造への転換を目指し、鉄道駅周辺や生活施設へアクセスしやすい地域への人口・都市機能の集積を図るとともに人口減少が見込まれる地区においても生活利便性を維持する必要があります。

#### (2) 土地利用、市街地整備の計画的な展開

今後さらに進展する人口減少や少子高齢化へ対応するために、長期的・計画的な土地利用、市街地整備が必要です。

- ・計画的な住宅地供給
- ・新たな雇用の場となる産業用地の確保
- ・計画的な市街地整備の促進
- ・地区施設の整備による良好な市街地の形成

#### (3) 都市基盤施設の効率的な整備

都市の利便性や都市の活力を支える交通網の整備や、都市施設の整備を促進する必要があります。

- ・都市計画道路の整備促進、都市計画道路の見直し（追加・廃止）
- ・歩道・街路樹の整備促進、官民協働による狭あい道路の解消
- ・身近な公園の計画的整備、緑地保全、民有地緑化
- ・下水道整備の促進、雨水排水対策
- ・自然との共生や水辺空間を活用した河川環境整備、保水・遊水機能の保持

#### (4) 産業振興による都市の活性化

- ・既存の産業振興を図ると同時に、産業の新たな受け皿の確保などにより都市の活力を維持していく必要があります。

#### (5) 自然環境との共生・生物多様性の保全

- ・都市機能と自然環境が調和・共生し、生物多様性が保全された環境負荷が少ない都市づくりを行う必要があります。

**(6) 健康まちづくり**

- ・歩いて暮らす、健康で文化的な生活を行うことができるまちづくりを進めていく必要があります。

**(7) 都市の安全・安心の確保**

- ・地震、火災、水害などの災害による被害を未然に防止する、あるいは被害を最小限にするために都市の防災・減災の取組みを強化する必要があります。

**(8) 都市の個性や魅力づくり**

- ・自然環境や歴史的・文化的資源を活用し、都市の魅力を向上させる必要があります。

**(9) 公共施設等の総合的な管理の推進**

- ・限られた財源の中で最大限の公共サービスを維持していくために、公共施設の長寿命化や適切な更新、教育関係施設等の規模の適正化・適正配置を行う必要があります。

## 2 都市計画の目標

### 2-1 都市づくりの基本理念

本区域では、様々な人が、他のまちから移り住みたくなるよう、以下に示す6つの基本理念とそれぞれの目標に基づきまちづくりを推進します。

#### 基本理念-1 公共交通を軸にした生活圏で暮らせる都市

- 目標1：都市と自然の健全な調和
- 目標2：歩いて暮らしやすい都市づくり

#### 基本理念-2 力強さを持続する都市

- 目標1：既存産業の振興、新たな産業の創出と受け皿づくり
- 目標2：「選択と集中」による効率的な公共投資、公共施設等の長寿命化

#### 基本理念-3 環境と共生する都市

- 目標1：水と緑に包まれた都市づくり
- 目標2：自然環境の特色や魅力を体感できる場づくり

#### 基本理念-4 安全・安心な都市

- 目標1：大規模災害に備えた都市づくり
- 目標2：誰もが暮らしやすい都市づくり
- 目標3：住民の健康を支える都市づくり

#### 基本理念-5 歴史・文化を継承・活用する都市

- 目標1：歴史・文化資源等を活用した魅力と多様な交流の創出
- 目標2：郷土の誇りや愛着の醸成と個性ある景観形成

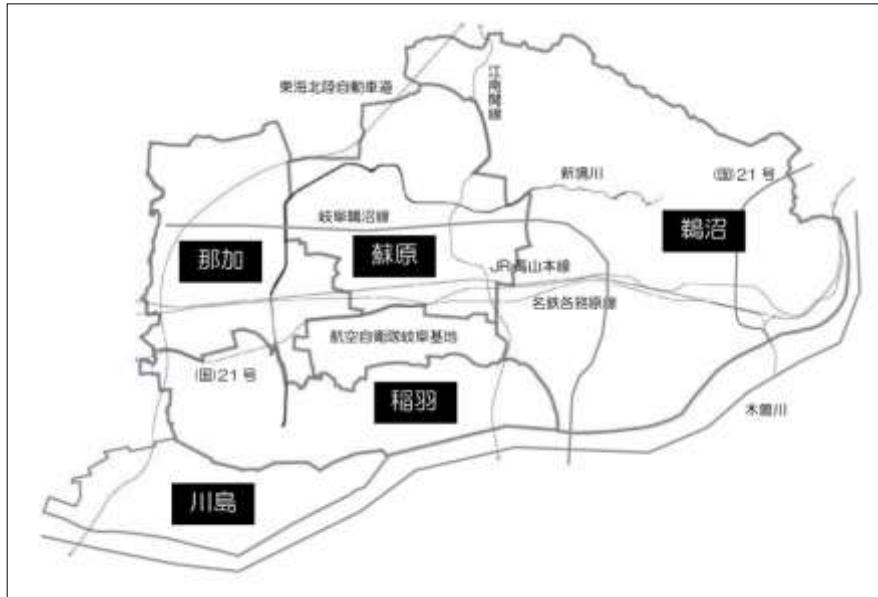
#### 基本理念-6 多様な主体が参加・協働する都市

- 目標1：まちづくりの担い手の多様化・活性化

### 2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を地域の特性をもとに、「那加地域」「稻羽地域」「蘇原地域」「鶴沼地域」及び「川島地域」の5つの地域に区分し、6つの基本理念に基づき、多様な都市機能が集約・連携する都市構造を目指して、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

【地域区分図】



(1) 那加地域…「居住の誘導及び都市機能の再生・集積促進による拠点地域の形成」

各種官公庁や教育施設、商業施設等が集積する本区域の中心地域としての役割を果たしているため、今後も公園都市のシンボルである各務原市民公園、市民の森（学びの森）などの有効活用の他、中山道新加納立場地区における歴史的な趣と調和するまちづくりを促進とともに、公共交通の利便性を活かした住宅・宅地の供給促進及び商業、医療、福祉機能等の都市機能の集積を目指します。

## (2) 稲羽地域…「地域の活力とコミュニティを育む田園居住地域の形成」

田園としての環境の維持・改善を図りながら、地区の活力を創出するため、交通利便性の高い岐阜各務原インターインチエンジ周辺地区において、工業系を主体とした土地利用の促進と生活支援施設の立地誘導により、生活利便性の向上や既存コミュニティの維持を目指します。

(3) 蘇原地域…「基幹産業の促進と商業地域の形成による活力ある住工複合地域の形成」

市街地の一部で住宅と工業系の土地利用が混在している本地域では、住環境の改善を図りつつ、テクノプラザ地区等の産業拠点と連携し産業活力を高めるとともに、幹線道路沿道の商業機能の充実により生活利便性の向上を目指します。

(4) 鵜沼地域…「歴史・自然・公共交通の利便性を活かした拠点地域と誰もが暮らしやすい住環境の形成」

中山道鵜沼宿をはじめ各務の舞台（村国座）などの歴史資源や芋ヶ瀬池、伊木山など自然資源の有効活用を図るとともに、公共交通の結節点であるJR鵜沼駅・名鉄新鵜沼駅周辺における

ける土地の有効・高度利用を促進することにより、公共交通の利便性を活かした住宅の立地促進と商業、医療、福祉機能等の都市機能の集積を目指します。

#### (5) 川島地域…「水と緑に包まれ、安全・安心な交流ゾーンの形成」

水と緑に包まれた自然環境豊かな河川環境楽園と地域固有の資源との連携を図るなど、交流ゾーンの形成を目指します。

### 2－3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

#### (1) 集約型都市構造の実現

- ・高度で多様な都市機能が集積した中心市街地、身近な生活の拠点が適切に配置された日常の生活圏及び都市の活力や魅力を高めるための拠点を、公共交通や幹線道路のネットワークで連携させ、集約型都市構造の実現を目指します。
- ・名鉄各務原市役所前駅及びJR那加駅・名鉄新那加駅周辺では、既に集積している文化教育施設・行政施設・公園等の施設を活用しつつ、商業、医療、福祉等の都市機能の集積を高め、子供から高齢者まで様々な世代が集まるにぎわい・交流の拠点の形成を図ります。
- ・JR鵜沼駅・名鉄新鵜沼駅では乗降客数が多く、周辺に住宅団地が立地していることから、周辺住民の生活拠点として、商業、医療、福祉等の多様な生活サービス等の都市機能の集積を図ることで、活気ある拠点の形成を図ります。

#### (2) 環境負荷の軽減

##### ① 地下水の保全

- ・市民生活・企業活動を支える上水道の水源は地下水に依存しているため、地下水の涵養源である水田・森林の保全、公共施設の雨水利用システムの活用等により地下水の保全を図ります。

##### ② 自然環境の保全・再生・創出

- ・緑の基本計画に基づき、緑地・農地の保全、都市緑化の推進を図ります。

##### ③ 低炭素社会への取組み

- ・公共交通の利便性を活かし、公共交通機関の利用を促進します。
- ・円滑な交通を確保する道路網の整備や省エネルギー型の交通機関の導入、都市施設の緑化の推進など、環境にやさしい都市交通システムの構築を進めます。

#### ④ 公共下水道の整備推進

- ・良質な水環境を保全するとともに、市民生活の快適性と公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の整備を推進します。

### (3) 都市の防災・防犯性の向上

#### ① 市街地の防災構造化

- ・狭あい道路が多く、建築物密度が高い一部の市街地については、道路・公園等の基盤施設の整備・改善を進めるとともに、建築物の不燃化・耐震化の促進を図ります。
- ・水道等ライフライン施設の整備や耐震化を行うとともに、災害時の避難所や救助活動施設の確保を図ります。

#### ② 河川、治山・砂防事業の促進

- ・市街化の進展に伴う河川下流部への負荷増を軽減するための河川事業を促進します。
- ・がけ崩れや土石流の発生を防止するため、斜面緑地の保全や治山・砂防事業を促進します。
- ・水害や土砂災害のおそれのある区域において一定の開発の抑制や、警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実を図ります。

#### ③ 安心して暮らせる都市環境の形成

- ・街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、地域住民による自主防犯活動や監視体制を強化します。
- ・地域コミュニティの維持・形成や住民との協働まちづくりによって、防犯性の高い都市づくりを促進します。

### (4) 都市のバリアフリー化

- ・暮らしやすい住宅づくりを支援するとともに、公共施設や道路の段差の解消を図るなど、高齢者、障がい者や子供たちにやさしい安全で快適なまちづくりを進めます。

### (5) 良好な景観の保全・形成

- ・自然景観・田園景観を守るために、緑地の保全・再生を行うとともに、農業振興地域における無秩序な開発・転用を抑制します。
- ・各務原市景観計画に基づき、森の風景・まちの風景・川の風景・田園と歴史の風景に調和する良好な景観の形成を図ります。
- ・地域に応じた屋外広告物の規制を行い、美しい都市景観の形成を図ります。

- ・市内の景観特性を踏まえて建築物の高さを規制するなど生活環境への影響（日照や交通問題等）を抑制します。

#### (6) 交流社会のまちづくり

- ・都市の活力維持に向けて交流人口を増やすため、岐阜各務原インターチェンジ周辺地域など利便性の高い地域において、交流拠点・交流ネットワークを活用したまちづくりを進めます。
- ・中山道鵜沼宿をはじめとした歴史資源、木曽川・河川環境楽園に代表される自然資源を活用した交流ゾーンの形成を進めます。

#### (7) 産業振興による都市の活性化

- ・既存産業の生産機能を維持するとともに機能の強化・拡充を図ります。また、周辺環境に配慮したうえで産業の新たな受け皿となる区域を確保し、産業振興による都市の活性化を図ります。

### 2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、南部の愛知県との間には木曽川、北部・東部の関市及び坂祝町との間には丘陵地を挟む地形となっていますが、早くから鉄道が整備されるとともに、東海北陸自動車をはじめとする道路交通網が整備されており、航空宇宙産業等の製造業が集積し、河川環境楽園等の観光施設や大規模商業施設等の交流拠点が形成されています。

このため、通勤・通学や観光など交流人口が多く発生し、経済活動等において、名古屋市や岐阜市などと結びつきが強くなっています。

こうした地理的条件や広域的な社会環境等を考慮し、周辺の市町や都市計画区域との連携をしながら、鉄道駅周辺への居住誘導などによる集約型都市を目指すとともに、鉄道や道路網などのストックを活用し製造業を中心とした産業振興、新たな交流人口を生み出す商業系の土地利用、自然と歴史・文化を活かした豊かな住環境の維持・保全など住民と協働して都市づくりを進めます。

### 3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

#### 3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

##### (1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

###### ① 地形その他の地理的条件

- ・本区域の地形は、北部の丘陵地・山地、中央部の東西方向に広がる各務原台地と台地を取り囲む低地、南側の木曽川で構成されています。
- ・北部の丘陵地及び平野部に点在する独立峰を除き概ね平坦な地形です。
- ・南部の愛知県との間には木曽川、北部・東部の閔市及び坂祝町との間には丘陵地を挟む地形となっています。

###### ② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・当初区域区分設定（1971年）以後、増加し続けていた人口は、近年その伸びが緩やかになり、2015年には約144.7千人と減少に転じています。今後の将来人口は約135.1千人（2030年）へとさらに減少が見込まれます。
- ・世帯数は、約53千世帯（2015年）で増加傾向にあり、今後もその傾向が継続し世帯増による住宅地需要については近年と同程度の需要が見込まれます。
- ・市街化区域の可住地人口密度は約75人/ha（2015年）で、将来的には緩やかに低下していくことが見込まれます。
- ・市街化調整区域の人口は全体の約20%（2015年度）であり、今後は緩やかに減少していくことが見込まれます。

###### ③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・工業については、製造業の従業者数、製造品出荷額等ともにほぼ横ばいで推移しています。
- ・一方で、既存工場の拡張や航空宇宙産業や自動車関連工場等の新規立地の需要もあり、今後も継続的な工業系の土地需要が見込まれます。
- ・商業については、市内各所に立地する最寄品を中心に取り扱う近隣型商店街、それよりやや広い商圏を持つ地域型商店街、市内に点在する大規模商業施設で構成されています。
- ・近年、地域型商店街の空き店舗が増加する一方、大規模商業施設が積極的に立地しており、

引き続き大規模商業施設の土地需要が見込まれます。

#### ④ 土地利用の現状等

- 既成市街地周辺のスプロール的に形成された市街地では、住宅地と農地の混在がみられます。
- 既成市街地では、大規模な工場等が立地できるまとまった一団の未利用地はない状況となっています。
- 市街化調整区域の大規模集落周辺では、開発行為によるスプロール的な宅地化が進行しています。

#### ⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- 都市計画道路の整備率は 43.7%（2017 年度末）、概成済みを併せると 73.1%（2017 年度末）が整備済みとなっており、さらに整備が進められています。
- 人口一人当たりの都市公園面積は、16.3 m<sup>2</sup>/人（2018 年度末）となっており、さらに整備が進められています。
- 公共下水道普及率は、80.9%（2018 年度末）となっており、さらに整備が進められています。

#### ⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- 岐阜各務原インターチェンジや各務山及びその地区周辺において、関連計画との調整を行なながら、工業系をはじめとした土地利用を積極的に進めていくこととしています。

### (2) 区域区分の有無

#### ① 市街地の拡大の可能性

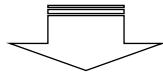
- 人口減少の傾向が続くと予想されるものの、世帯数の増加による住宅地需要などにより、市街地周辺での乱開発が懸念されるため、計画的な土地利用の誘導をする必要があります。
- 既存産業の高度化・規模拡大や新規産業の受け皿となる工業用地、交通利便性を活かした大規模集客施設等の立地需要が今後も見込まれることから、新たな工業系及び商業系市街地の形成を計画的に進めていく必要があります。

#### ② 良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

- 市街化区域については、超高齢社会に対応した生活利便性の確保や環境負荷の低減を図るため、都市機能や居住の集約化を進める必要があります。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・市街化区域及びその周辺の樹林地、段丘崖の樹林地等については、市民緑地や保存樹林の指定等により保全を図る必要があります。
- ・市街化調整区域の一部においては、都市的な土地需要がみられ、スプロール化が懸念されるため、計画的な土地利用コントロールを行う必要があります。



以上により、本区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き区域区分を定めるものとします。

## 3-2 区域区分の方針

### (1) 市街化区域と市街化調整区域内に配分されるべき概ねの人口

本区域の将来における概ねの人口を次のとおり想定します。

区分	年次	2020 年	2030 年
都市計画区域内人口		142.7 千人	概ね 135.1 千人
市街化区域内人口		114.5 千人	概ね 108.9 千人
市街化調整区域内人口		28.2 千人	概ね 26.2 千人

### (2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定します。

区分	年次	2020 年	2030 年
生産規模	製造品出荷額	12,728 億円	13,908 億円
	商品販売額	29,833 億円	30,691 億円

※) 生産規模は、岐阜圏域として岐阜、各務原及び羽島の 3 都市計画区域共有のもの

### (3) 市街化区域の概ねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、現時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の概ねの規模を次のとおり想定します。

年 次	2020 年	2030 年
市街化区域面積	2,875ha	概ね 2,888ha

※2030 年の市街化区域面積は、2020 年の区域区分見直し時点における市街化区域面積であり、フレームに対応する面積ではありません。

## 4 主要な都市計画の決定の方針

### 4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 主要用途の配置の方針

##### (1) 住居系

住居系地域においては、市街地における道路、公園・緑地、下水道などの都市基盤整備や未利用地の活用などに努め、緑あふれる暮らしやすい環境の整備を促進します。

既に公共施設が立地し、各地域の拠点を形成している地区については、周辺の環境と調和を図りながら、隣接する市街地と一体的に計画的な市街地整備を進めます。

超高齢社会における生活利便性の確保や環境負荷の低減といった観点から、郊外部における住居系市街地の拡大を抑制するとともに、鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における住宅・宅地の供給を促進します。

##### ①既存住宅地

- ・道路・公園等の基盤施設の充実により居住環境の改善を図るとともに、空き家や空き地の流通促進により居住の誘導を行います。
- ・密集した住宅が多くみられる地区については、建物の機能更新にあわせて、街区の再編により中高層の集合住宅を誘導するなど、居住環境の改善に向けた施策を検討します。

##### ②周辺住宅地

- ・都市的未利用地が残存している近年市街化区域に編入された住宅地においては、地区計画の方針に基づき、地区施設等の基盤整備を進めることにより、住宅地としての整備を図ります。

##### ③郊外住宅団地

- ・戸建て住宅を中心とした郊外住宅団地については、低層住宅地として良好な居住環境の保全を図ります。
- ・空き家対策事業等により、地区内にみられる空き家等の中古住宅の流通を促進します。
- ・住民の高齢化等に伴い、日常生活に支障をきたすことが考えられる地区については、医療・福祉施設の適正な配置や日常的な買い物環境の充実を図ります。

##### (2) 商業系

- ・商業系地域については、都市景観に配慮しながら、道路などの基盤整備を進めるとともに、

- 土地の高度利用を促進し、都市機能の向上を図ります。
- ・超高齢社会に対応するため、JR や名鉄の主要鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺において、商業、医療、福祉施設等の都市機能の集積を促進します。
  - ・駅周辺の拠点商業地については、歩道整備等のハード事業や商店街活性化のためのソフト事業により、機能維持・充実を図ります。
  - ・JR 鵜沼駅・名鉄新鵜沼駅周辺地区については、既存の都市基盤を活用した土地の高度利用を検討します。
  - ・(都) 一般国道 21 号線等の主要幹線道路沿道の近隣商業地については交通利便性を活した商業地としての機能維持・充実を図ります。
  - ・岐阜各務原インターチェンジ周辺、(都) 犬山東町線バイパス周辺、(都) 日野岩地大野線周辺、(都) 石山三井線周辺などの交通利便性の高い地区においては、周辺の住環境や農林漁業と調整を図りながら商業施設等の計画的な立地を誘導します。
  - ・既存の商業施設の立地する地区は、大規模集客施設立地エリアとして位置付け、商業地としての機能維持・充実及び、周辺環境と調和を図ります。

#### 【優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域】

区 域	方 針
蘇原瑞穂町地区	・(都)岐阜鵜沼線などの交通利便性を活かした商業系土地利用を検討

#### (3) 工業系

- ・既存工業地については、工場施設内における緑地の確保等により、周辺の市街地環境に十分に配慮しつつ生産機能の維持を図るとともに、機能の強化・拡充のために必要な土地需要については、周辺の自然環境や住環境に十分な配慮をしながら工業系の土地利用を検討します。
- ・既存工業団地については、生産機能の維持を図るとともに、機能の強化・拡充のために必要な土地需要については、周辺の自然環境や住環境に十分な配慮をしながら工業系の土地利用を検討します。
- ・各務山周辺地区においては、交通の利便性及び既成市街地との近接性を活かし、新たな産業の創出などまちづくりに有効な土地利用を促進します。

**【優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域】**

区 域	方 針
各務山地区	・関連計画との調整を図りながら、一体的な工業団地としての土地利用を検討
岐阜各務原インター チェンジ周辺地区	・岐阜各務原インター・チェンジなど交通利便性を活かした工業系土地利用を検討
各務東町地区	・既存工業団地と一体的な工業系土地利用を検討

**2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針**

**(1) 住居系**

- ・主要な鉄道駅周辺の住宅地においては、交通利便性を活かして、共同住宅の立地を促進し、中密度（容積率 200%）以上を基本として高度利用の住宅地形成を図ります。
- ・それ以外の住宅地においては、戸建て住宅を主体としたゆとりと潤いに満ちた低密度（容積率 100%程度）を基本とした良好な住宅地形成を図ります。

**(2) 商業系**

- ・鉄道駅周辺の商業地においては、商業、医療、福祉機能等の都市機能の集積のため、建築物は低密度（容積率 200%）以上を基本として、幹線道路沿道においては、ゆとりあるまち並み形成に向け低密度（容積率 200%）以下を基本とした建築物の市街地形成を図ります。

**(3) 工業系**

- ・ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%）以下を基本とした市街地形成を図ります。

**3. 市街地の土地利用の方針**

**(1) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針**

- ・土地利用状況の変化や都市基盤の整備状況等、地域の実情に合わせ、適切な土地利用を図ります。

区 域	方 針
名鉄新鵜沼駅前地区	・都市機能の集積を目指し、適正な土地の有効・高度利用を促進するとともに、商業系土地利用への誘導を図るため、住居系から商業系に用途地域変更を検討
蘇原六軒町地区	・工場跡地への中高層・低層住宅地等の立地需要を促進させるため、住居系用途地域への変更を検討
緑苑東地区	・居住環境を大きく変えない範囲で、一定規模の店舗を許容するなど、新たな土地利用が可能な用途地域への変更を検討

**(2) 居住環境の改善又は維持に関する方針**

- ・狭あい道路が多く建築物の密度が高い一部の市街地においては、道路整備事業等により、狭あい道路の解消と居住環境の改善を図ります。

**(3) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

- ・各務原市景観計画と連携して、市街地に点在する歴史文化資源や自然環境資源の適切な保全と活用、都市部の公園等のまとまった緑地の継承などにより、良好な景観の保全と形成を図ります。

**4. 市街化調整区域の土地利用の方針****(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針**

- ・まとまった農地については、農業の拠点として生産機能の維持に努めます。

**(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。
- ・必要な開発等を行う場合には、河川への影響を与えないように調整池の設置等による雨水・土砂流出の抑制に努めます。

**(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

- ・森林・緑地・水辺等については、その保全に努めるとともに、市民生活に潤いとやすらぎを与える場として維持・保全を図り、自然共生型の土地利用に努めます。

**(4) 秩序ある都市的土地区画整理事業に関する方針**

- ・集約型都市構造の実現に向け、原則として市街化調整区域での開発は抑制します。
- ・開発許可基準に適合するもののほか、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整が図られた地区については、計画的な都市的土地区画整理事業を許容します。
- ・市街化調整区域については、建蔽率60%、容積率200%を基本とし、建築物の立地状況や地区の状況を踏まえ、適切な建築物の形態規制を行います。

**【市街化調整区域における秩序ある都市的土地区画整理事業の検討区域】**

区域	方針
集落地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の既存集落においては、地域コミュニティを維持するため、市マスタープランで具体的な区域を定めた上で、市街化の促進や営農環境の悪化等周辺への影響を及ぼさない範囲で適正な土地利用と計画的な施設整備を検討</li> </ul>
都市的土地区画整理事業の需要が高い地域（地区計画等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場機能の集積としての都市的土地区画整理事業の需要が見込まれる地区については、市街化区域への即時編入が難しいと認められ、周辺の市街化を促進するおそれがない場合に限り、市マスタープランで具体的な区域を定めた上で、地区計画等により、周辺の営農環境等に調和した秩序ある街区形成を検討</li> </ul>
岐阜かみがはら航空宇宙博物館の周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県グリーンスタジアム等の集客施設と連携を図りながら、航空宇宙文化にふさわしい魅力を有した施設誘致等、地域資源を活かし、より多くの人を引き付ける魅力を有した地域として、市街化調整区域の性格を変えない範囲で、土地利用の誘導を検討</li> </ul>

**4－2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針****1. 交通施設の都市計画の決定の方針****(1) 基本方針****① 交通体系の整備の方針**

- ・各鉄道駅とバス路線の連絡強化に努めるとともに、公共交通機関への移動利便性の向上に努めます。

- ・バスは、市民の公共交通に対するニーズに対応した身近な交通手段であるため、バス路線の維持を図ります。
- ・新那加駅周辺において、バリアフリー整備を推進します。
- ・公共交通の利用促進に向け、路線バス停留場における快適な待合場所の確保、駐輪場の整備や公共交通利用促進策の導入検討を進めます。
- ・高齢者や障がい者等の交通弱者の移動手段を確保するため、地域交通サービスや福祉移動サービス等地域にあった交通サービスの導入を検討します。
- ・都市計画道路の見直しを検討しつつ道路の整備を行い、より一層効率的な地域のまちづくりを進めます。

## ② 整備水準の目標

- ・都市計画道路に関しては、概ね 20 年後の整備水準の目標として、市街地内の幹線街路の配置密度  $1.28 \text{ km/k m}^2$  を目指します。

### (2) 主要な施設の配置の方針

#### ① 道路

- ・都市機能を十分に発揮させるため、東西・南北に広域幹線道路とそれに連絡した道路を適切に配置します。

##### ● 南北方向の主軸となる幹線道路

- ・東海北陸自動車道
- ・(都)江南関線を含む(主)江南関線
- ・(都)日野岩地大野線及びその延伸路線及び(一)松原芋島線

##### ● 東西方向の主軸となる幹線道路

- ・(仮称)岐阜南部横断ハイウェイ（地域高規格道路岐阜南部横断ハイウェイ）
- ・(都)坂祝バイパス線
- ・(都)一般国道 21 号線、(一)各務原美濃加茂線
- ・(都)岐阜鵜沼線
- ・(都)岐阜蘇原線

##### ● 南北に連絡する幹線・補助幹線道路

- ・(都)犬山東町線バイパス、(都)犬山東町線
- ・(都)各務原扶桑線
- ・(都)石山三井線
- ・(主)川島三輪線及び那加小網線（飛行場通り・各務原大橋とその延伸路線）

- その他の幹線・補助幹線道路
  - ・(都)新加納住吉線
  - ・(都)那加蘇原線
  - ・蘇原中央通り
  - ・(主)芋島鵜沼線

## ② 鉄道

- ・JR高山本線と名鉄各務原線の2路線の鉄道が中央部を東西に並行して走っており、16の駅が設置されています。

## (3) 主要な施設の整備目標

優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種別	名称	備考
道路	(都)岐阜鵜沼線	一部
	(都)各務原扶桑線	一部
	(都)犬山東町線バイパス	一部
	(都)日野岩地大野線	一部

## 2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

#### ① 下水道及び河川の整備の方針

##### ● 下水道

- ・市街化調整区域の既存集落への下水道整備を進めるにあたっては、社会情勢を鑑みて人口動向を考慮し、地域の特性を的確に把握しながら、経済的かつ効率的に整備できるよう慎重に検討します。
- ・市街化区域の雨水排除については、緊急度の高い地区に重点的に雨水幹線整備を推進するとともに、学校校庭等への貯留施設の設置による雨水流出量の抑制など、複合的に公共下水道（雨水）整備を進めていきます。
- ・経年劣化により老朽化した施設については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築等を行うことにより、効率的な維持管理を行います。

##### ● 河川

- ・流域環境の整備を図るとともに、自然との共生や水辺空間の活用を考慮し、河川改修、内水排除事業等を推進します。

- ・治水整備にあたっては、河川の整備のみならず、流域の持つ保水・遊水機能の適切な保全をあわせて推進します。
- ・従前から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。
- ・開発行為による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池等の設置により対処します。

## ② 整備水準の目標

### ● 下水道

- ・公共下水道整備（全体計画区域 5,150ha）を完了することを目標として、社会情勢を鑑みながら整備区域を検討していきます。

### ● 河川

- ・県が管理する中小河川においては、河川災害の未然防止、流域環境の保全を図るため、中期的な整備水準の目標として、以下の治水安全度を目標とし、国が管理する木曽川については、目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

種 別	整備水準の目標(治水安全度)
河 川	境川：1/5

## (2) 主要な施設の配置の方針

### ① 下水道

- ・本区域の公共下水道事業は、岐阜県木曽川右岸流域下水道事業計画及び木曽川右岸流域関連各務原市公共下水道事業計画に基づき整備していきます。
- ・終末処理場（岐阜県各務原浄化センター）を木曽川沿いの稻羽地域に配置しています。

### ② 河川

- ・木曽川、境川、新境川、大安寺川等の一級河川と普通河川を本区域の主要な河川として位置付けます。

## (3) 主要な施設の整備目標

優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
下水道	公共下水道	朝日・三ツ池・那加成清・三井・上戸・各務・蘇原第2処理分区を主体に、全処理区域の一部 伊吹第2雨水幹線（各務山排水区）、北山雨水幹線（北山排水区）、苧ヶ瀬雨水幹線・山の前雨水幹線（各務山排水区）を主体に、全処理区域の一部 貯留施設（鵜沼第一・鵜沼第二・蘇原第二・中央小学校、鵜沼・蘇原・中央中学校、総合体育館、那加第一小学校）
河 川	境川	総合治水対策

### 3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### (1) 基本方針

良好な都市環境を確保するため、ごみ焼却場、汚物処理施設及び火葬場などの都市施設については、現施設の機能の維持・更新を図ります。駅前広場や学校等教育施設については、適切な配置を検討します。

#### (2) 主要な施設の配置の方針

##### ① ごみ及び汚物処理施設

- ・ごみ焼却場については、各務原市ごみ焼却場（北清掃センター）の計画的な設備機器の更新と修繕等により、施設の長寿命化を図ります。
- ・汚物処理施設については、各務原市衛生センター（クリーンセンター）の計画的な設備機器の更新と修繕等により、施設の長寿命化を図ります。

##### ② 火葬場

- ・瞑想の森市営斎場と公園墓地瞑想の森の適正な設備規模を保持するとともに、計画的な設備機器の更新と修繕等により、施設の長寿命化を図ります。

##### ③ 駅前広場

- ・各務原市ふれあいバスの乗り継ぎ拠点である主要駅等において、自動車による送迎等に対応するため、交通スペースの確保や駐輪場の整備を行います。

##### ④ 学校等教育施設

- ・計画的な改修・修繕等により長寿命化を図る一方で、教育施設機能に加え防災拠点や地域コミュニティ拠点の形成を特に必要とする学校については、計画的な整備を進めます。

**(3) 主要な施設の整備目標**

駅前広場や学校等教育施設については、配置検討後、順次整備を進めます。

**4－3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針**

**1. 主要な市街地開発事業の決定の方針**

市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行います。その上で、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。

**2. 市街地整備の目標**

優先的に概ね10年以内に実施することを予定する市街地開発事業はありません。

**3. その他の市街地整備の方針**

- 既に地区計画が都市計画決定されている地区については、地区計画の方針に基づき、引き続き良好な市街地の形成に努めます。
- 幹線道路の沿道など、都市的土地利用に優位な立地性を有する地区については、必要に応じて土地区画整理事業等の活用を検討しながら、土地利用計画に適した市街地整備を図ります。

**4－4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針**

**1. 基本方針**

**(1) 自然的環境の整備又は保全の方針**

緑を都市の中に調和する形で保全・整備・育成することで、市民が生活の中の豊かさを実感するとともに、水と緑に恵まれたまちを実現するため、以下の基本方針を定めます。

**① 歩くことの楽しい安全で美しいまちへ**

健康的で、日常の暮らしの中で、自然と郷土の歴史文化に親しみ、歩いて楽しく、安全で、美しい緑豊かなまちづくりを行います。

**② 山と川の豊かな自然を暮らしの中へ**

まちの中に豊かな水と緑の環境を創造するビジョンを市民・企業・行政・各種団体等が共有し、都市と自然が手を結ぶ緑のライフスタイルの実現を目指します。

**③ 生命を育む共生都市へ**

森、川、池、公園、並木等の水と緑を育みながら、まちの骨格となる水と緑の軸と、暮らしを彩る身近な緑を創出し、適切な管理の下で、自然と共生する豊かなまちを目指します。

また、地域のニーズを取り入れながら、公園の再編、再整備、公園施設の長寿命化を図り、安全で安心な公園の提供に努めます。

## (2) 整備水準の目標

緑地の確保目標を緑地率 45%以上（2025 年）とし、都市公園の整備目標を人口一人当たりの都市公園面積を 20 m<sup>2</sup>/人以上（2030 年）とします。

## 2. 主要な緑地の配置の方針

緑豊かで、緑を楽しみ、緑を舞台にする、公園の中で暮らすようなライフスタイルの実現を図るため、以下の 3 つのエリアと水と緑の軸、6 つの拠点を位置付けます。

### (1) 3 つのエリア計画と水と緑の軸

#### ① まちのエリア（市民公園・学びの森、各務の森、空の森など）

- ・まちの中に豊かな森をつくり、歩いて楽しい安全で美しい緑豊かなまちをつくり出します。
- ・身近な公園、季節を彩る街路樹の整備、公共施設の緑化、住宅や工場等の緑化、地域の歴史を伝える社寺の緑の保全など、緑の拠点をネットワーク化させて、美しいまちづくりを市民と行政が協力して育てていきます。
- ・道路の整備等においては、防火植栽や余裕のある幅員の確保に努め、避難路機能を確保します。

#### ② 農のエリア（各務の森、空の森など）

- ・里山、農地、ため池、河川、農業用水路等、様々な自然的、農業的環境をネットワーク化することにより、地域の自然環境、田園景観の質を高めていきます。
- ・河川や農業用水路の整備等においては、自然や景観に調和する整備に努めます。
- ・まとまりのある農地は、水源涵養や保水機能を持つ重要な緑地として保全します。

#### ③ 森のエリア（各務野自然遺産の森など）

- ・市民の参加により里山の自然を維持し、大きなまとまりのある緑の財産として保全・管理しています。
- ・土砂災害等の危険性のある区域に対しては、樹林地の保全を図るとともに、必要に応じて防災対策を行います。

#### ④ 水と緑の軸（木曽川、伊木山、城山など）

- ・新境川や大安寺川等の河川を本市の水循環の軸として保全し、多様な生物が生息する、自然とのふれあいの場としていきます。

・木曽川の自然・歴史文化を活かして、川の緑と一体となったまちをつくり出します。

## (2) 6つの拠点

### ① 市民公園・学びの森

・市民公園や学びの森、学校などのオープンスペースを一体として捉え、学校教育や生涯教育を通じた森づくりを展開します。

### ② 各務の森（各務山）

・岩石採取により山容を変えている各務山は、都市の景観に配慮し、関連計画との調整を行なながら、開発と調和した緑化を推進します。

### ③ 各務野自然遺産の森

・暮らしを支える水源地やため池、ホタルの生息地など、良好な自然環境の保全を図るとともに、自然改変地等では自然環境の回復に努めます。  
・自然とのふれあいの場や散策ルートを創り出します。

### ④ 伊木山・城山

・木曽川を隔てて対峙する犬山城と連携しながら、伊木山をはじめとする斜面林の保全、中山道鵜沼宿の歴史的まち並みの保全・活用、大安寺川下流部における自然と調和した川づくり等を行います。

### ⑤ 空の森（航空自衛隊岐阜基地周辺）

・長い歴史に育まれた郷土の森として、分断されている緑地をつなげ、市街地の良好な都市林を育成するとともに、羽島用水路の緑道化等による水と緑のネットワークを保全しています。

### ⑥ 木曽川の景観

・国営木曽三川公園の拡張整備、河跡湖公園の保全活用、ごんぼ積みなどの川島の文化を保全し、次世代に継承します。

## 3. 実現のための具体的な方針

主要な緑地の配置方針に従い、計画的に拠点整備を行うとともに、良好な自然景観を形成している地区については、必要に応じて特別緑地保全地区や風致地区の指定、各務原市景観計画を活用して実現を図ります。

#### 4. 主要な緑地の確保目標

優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する公園等の公共空地は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
公 園	巾下公園、城山公園 木曽川河川敷公園	

## 1 用語の解説

### 1 共通（語尾等の表現について）

本文中における各種方針の記述がどのような意思を持っているかを明確に示すため、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～進めます。 ～行います。 ～するものとします。 ～定めます。 ～強化します。 ～構築します。 ～集約します。 ～実施します。 ～推進します。 ～導入します。 ～保全します。 ～誘導します。 ～抑制します。 ～配置します。	<p><b>【定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町が主体的に、目標年次である 2030 年までに実行(※)する施策又は実行済み（実行中）の施策。</li> </ul> <p>例) インターチェンジの周辺はその好条件を活かし工業団地を形成します。 例) 生産性の高い農地については、保全します。</p> <p>※「実行」とは、土地利用系の場合は都市計画決定すること、都市施設系の場合は都市計画決定する又は整備することをいう。</p>
～位置付けます。 ～検討します。	<p><b>【定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年次である 2030 年までに、その方針（実行主体等も含む）を定め、実行するもの。</li> </ul>
～促進します。 ～努めます。 ～図ります。 ～目指します。 ～目標とします。	<p><b>【定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年次である 2030 年までに実現されることを目指す又はそのための施策を実行中のもの。</li> </ul>
(仮称)〇〇	都市計画決定を予定する都市計画施設（道路、公園等）名称
(国)〇〇号	都市計画道路以外の一般国道
(主)〇〇線	都市計画道路以外の主要地方道
(一)〇〇線	都市計画道路以外の一般県道

2 個別

用語	説明
あ	I C T
	Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システムと直訳され、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称。
	ITS
	アクセス
い	アメニティ
	インバウンド
う	インフラ
	魚つき保安林
	雨水流出抑制施設
え	ウォーターフロントパーク
	N P O
お	大型商業施設
	オープンスペース
	汚水処理人口普及率
	オリベストリート

用語	説明
か	温室効果ガス
	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。
	オンデマンドバス
	予約型の運行形態方式のバス。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
	街区公園
	都市公園のうち、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m の範囲内で 1 か所あたり面積 0.25ha を標準として設置する。
	開発許可制度
	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
	可住地
	居住に利用できる土地。岐阜県の都市計画基礎調査では、水面、その他自然地（原野・牧野、荒れ地を除く）、道路用地、交通施設用地、公共空地、公共施設用地、その他公的施設用地、商業用地、工業用地を「非可住地」とし、それ以外を「可住地」としている。
き	合併浄化槽
	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。
	観光地区
	自然環境に恵まれた地域において、観光施設又はレクリエーション施設を特定の地域に限定して集中立地を図るために定められる地区。
	緩衝機能
	隣接、近接する異種異用途の間に介在することで、両者間で生じる問題や影響を緩め和らげる働きや役割のこと。
	環状道路
き	幹線街路
	都市の一部又は全部を囲み、都心に用事のない交通を迂回させることを目的とする道路。
	既存ストック
	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。
	急傾斜地崩壊危険区域
	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m 以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして法律により知事が指定した区域。
き	狭隘（きょうあい）道路
	幅員が狭く、自動車の通行に支障を來す道路。
	緊急輸送道路
	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
	近隣公園
き	近隣商業地域
	都市計画法に基づく用途地域の一種。近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他 の業務の利便を増進するための地域などに指定される。

用語	説明
く	<b>区域区分</b> 都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を樹立する上で根幹をなす。昭和43年の都市計画法改正により導入された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年の都市計画法改正により、都市計画区域毎に区域区分を定めるか否か、また定める場合にはその方針について、都市計画区域マスターplanの中で示すこととなった。</li> <li>・区域区分の決定にあたっては、当該都市計画区域の人口・産業動向、都市的土地利用の現況及び動向を勘案するとともに、都市活動と農林漁業との調和に十分配慮して適切に設定する必要があるとされている。</li> </ul>
	<b>区画道路</b> 都市内道路のうち、交通の機能よりも、沿道の出入り機能の役割が大きい道路で、地域住民の日常生活に密着した道路。
け	<b>経営耕地面積</b> 農家が経営する耕地（田、畠、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
	<b>景観行政団体</b> 景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあっては、それらの市町村が景観行政団体となる。また、景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。
	<b>景観計画</b> 景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容等を定める。
	<b>景観条例</b> 景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続や方策等を制度的に定める条例。県単位又は市町村単位で、議会の議決を経て制定される。
	<b>景観地区</b> 建築物の形態意匠の制限等により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区。
	<b>形態規制</b> 用途制限との関連で、地域ごとに建物の建て込みや規模（建蔽率、容積率、道路斜線、日影）などについて規制しようとするもの。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 建蔽率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。</li> <li>2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。</li> <li>3) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さなどを制限する。</li> <li>4) 斜線規制：道路・隣地からの距離により建築物の高さを制限する。</li> </ol>

用語	説明
二	下水道 生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するためには設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の3種類に分類される。 下水道の設置・管理は、公共下水道及び都市下水路については原則として市町村が行い、流域下水道については原則として都道府県が行う。
	ゲストハウス 一般的に、比較的安価な料金で利用できる、主にバックパッカ一向けの宿泊施設。
	減災 災害の被害を軽減すること。
	建築協定 住民の合意のもとに、一定地域内の建築物の構造・用途・形態・デザインなどに関する基準を定める建築基準法に基づく制度。
	建蔽率 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。
二	広域公園 都市公園のうち、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。地方生活圏など広域的なブロック単位ごとに1か所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
	広域道路 県内及び他県との交流を支え地域の連携を促す幹線道路で、高規格道路と一体的に機能する一般国道及び主要な都道府県道等のこと。
	広域防災拠点 広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行われるための活動拠点。主に人やモノの流れを扱う拠点となり、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能の全て又は一部を機能として持つ。
	高規格幹線道路 自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
	公共下水道 主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道。単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。
	公共車両優先システム(PTPS) 交通管理者の交通管制システムとバス事業者のバスロケーションシステムとを有機的に結合したシステム。路上の光学式車両感知器とバス車載装置間で双方向通信を行い、バス優先信号制御、バスレーン内違法走行車への警告、バス運行管理支援、所要時間表示などをリアルタイムで行う。
	公共水域 公共利用のための水域や水路のことをいい、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路をいう（ただし、下水道は除く）。

用語	説明
工業地域・準工業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。主として工業の利便を増進するために定める地域。工業地域内ではホテル・キャバレー等の風俗営業施設、映画館、学校、病院等の建築物は建てられない。 これに対して、準工業地域は主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、最も制限が緩い用途地域であるが、火薬等の危険物の製造工場や貯蔵施設のほか、悪臭、騒音、健康阻害等のおそれのある工場などの建築物は建てられない。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設は、鉄道駅、バスターミナルなど。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築物の敷地などの統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図る地区。
交流産業	ある地域が他の地域の人々を招き入れ、情報や文化を交換し、交流することに関わる産業の総称。具体的には、イベント・コンベンションの開催・誘致、特産品の開発・販売、地域の情報発信などが挙げられる。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るために、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス、もしくは、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送により運行するものをいう。
コミュニティ・プラント	下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設。
コンパクト+ネットワーク	人口減少下において、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくために、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）するとともに、各地域をネットワーク化することで各種の都市機能に応じた圏域人口を確保するという考え方。
コンパクトシティ	都市内の中心市街地、主要な交通結節点周辺等から、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）を地域特性を踏まえて選択して位置付け、複数の集約拠点と都市内のその他の地域とを公共交通を基本に有機的に連携させる拠点ネットワーク型の「集約型都市構造」のこと。
さ サイン	目印・表示・標識などをいう。特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるものとして、公的サインがある。

用語	説明
し	里山
	集落、農地の周辺にある農業・生活に使われていた森林。（竹林を含む）
	砂防えん堤
	土砂の流出を防止したり調節したりするために設けるもの。
	砂防指定地
	大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地として国土交通大臣が指定した土地のこと。
	シェアサイクル
	相互利用可能な複数の自転車置き場からなる、自転車による面的な都市交通システム。
	市街化区域
	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
し	市街化調整区域
	都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
	市街地開発事業
	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。
	市街地再開発事業
	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。事業種別には第一種（権利変換方式）と第二種（管理処分方式）がある。
	寺社叢（じしゃぞう）
	寺社の敷地内や参道沿いの庭園樹木や森林。
	地震防災対策推進地域
	南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域）。国が全国で 29 都府県・707 市町村を指定おり、県内では岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡が指定されている。
し	自然環境保全地域
	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。
	自然的土地利用
	田畠などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
	地場産業
シ	市民緑地
	都市内の民有地の緑を保全し、良好な都市環境を確保するために、樹林地などの所有者と地方公共団体などが契約を行い、地方公共団体などが施設を整備し、市民緑地として一定の期間管理し、住民に公開するもの。所有者は土地にかかる税金の優遇措置が与えられる。
シ	社会基盤
シ	産業や社会生活の基盤となる施設。道路、鉄道など産業基盤の社会資本、および学校、病院等の生活関連の社会資本など。インフラ。

用語	説明
す	住区基幹公園
	比較的小規模な公園のことで、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
	終末処理場
	下水を最終的に処理して、河川その他の公共の水域に放流するために下水道施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。
	集約型都市構造
	⇒コンパクトシティ【↔分散型都市構造】
	重要水防箇所
	堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡回点検が必要な箇所を示すもの。
	重要伝統的建造物群保存地区
	文化財保護法第144条第1項に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものとして文部科学大臣が選定する地区。
す	循環型社会
	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
	小規模集合排水処理施設
	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なもの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するもの。
	新五流域総合治水対策プラン
	岐阜県は8つの流域に分かれており、それらの流域面積やそこに流れる河川の規模、さらにはその流域における近年の災害の発生状況や河川整備状況などを踏まえ、総合的な治水対策プランを作成する対象流域を長良川、宮川（神通川）、揖斐川、土岐川、木曽・飛騨川の5流域としている。その5流域の総合的な治水対策プランを総じて新五流域総合治水対策プラン（新五流総）という。
す	親水空間
	水と親しむことを主目的とした場所のこと。
	浸水想定区域 (洪水浸水想定区域)
	洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定された河川が、想定し得る最大規模の降雨によって氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定された区域。
	水源涵養機能
	森林の土壤が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
す	水棲生物
	水中又は水辺に生息する生物。
	ストックマネジメント
	持続可能な事業の実現を目的に、目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。
	ストリート・ファニチャー
	道路、主として歩道上に設置される様々な街路備品。ベンチ、街路灯、標識などが挙げられる。
す	スプロール
	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
す	スマートインターチェンジ
	高速道路本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるよう設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金支払い方法）をETC搭載車両に限定している。

用語		説明
	スローライフ	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直し、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようという生活様式に関する思想の一つ。
せ	生活環境保全林	地域住民の生活周辺において防災機能と保健休養機能を与えてくれる森林として都道府県が指定し、治山事業として整備する森林。
	製造品出荷額等	「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額及びその他の収入額の合計。
	線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは単に「区域区分」）」と称している。【↔非線引き】
そ	ソフトピアジャパン	1996年に岐阜県大垣市に誕生した、情報産業を育成、振興、集積するIT拠点。
	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。
た	大規模集客施設	建築基準法別表第二（か）項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの。
	大規模集客施設立地エリア	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設について、現在既に立地している場所や今後立地予定の場所で、計画的に適正な立地を進め、商業機能の維持と発展を図るエリアのこと。原則として、そのエリアのみを大規模集客施設が立地可能な都市構造として許容する。具体的には、立地可能な用途地域（近隣商業・商業・準工業地域）にある施設を位置づけること正在いるが、立地不可能な用途地域にある施設を位置づける場合でも、今後個別に広域調整手続きを行った後、立地可能な用途への変更を行う予定としている。
	大規模集客施設立地規制地区	特別用途地区の一つで、中心市街地活性化への影響が大きいと考えられる、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するために定められる地区。
	第1次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。
	第2次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当する。

用語	説明
ち	第3次産業 産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
	タウンマネジメント 市民、行政、商店街など地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むこと。中心市街地活性化法においても、このタウンマネジメント機関の役割が重視されている。
	立場（たてば） 江戸時代に、五街道等で次の宿場町が遠い場合その途中に、また峠のような難所がある場合その難所に、休憩施設として設けられたものをいい、茶屋や売店が設けられていた。俗にいう「峠の茶屋」も立場の一種である。馬や駕籠の交代を行うこともあった。藩が設置したものや、周辺住民の手で自然発生したものもある。また、立場として特に繁栄したような地域では、宿場と混同して認識されている場合がある。継立場（つぎたてば）あるいは継場（つぎば）ともいう。
	地域高規格道路 高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾などの広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。4車線以上の道路で時速60~80km以上で高速走行できる自動車専用道路かこれと同等の機能を持つ道路。
	地域公共交通網形成計画 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に基づいて地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。
	地域森林計画対象民有林 民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。
ち	地域地区 都市計画法に基づく都市計画の種類の一つで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
	地域包括ケアシステム 住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制。
	地域防災計画 ある一定の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、さらに応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。
	地区計画 都市計画法に定められた制度の一つで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。

用語	説明
つ	治水安全度 水害に対する安全性を示す指標であり、通常は過去の実績から統計的に算出される降雨の年超過確率で表す。例えば、「〇〇川の治水安全度は1/10である」といった場合、10年に1回程度降る大雨でも水害が起きない可能性が高いことを意味する。計画上の治水安全度は、建設省（当時）河川局監修の河川砂防技術基準（案）同解説（計画編）（平成9年）によれば、「計画の規模（治水安全度）は、河川の重要度や被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定める」とされている。
	駐車場整備地区 都市計画法に基づく地域地区の一つで、商業地区や住居地区内で、自動車交通の多い地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備を推進する必要がある地区。
	中心市街地活性化基本計画 地方都市の個性や独自性を活かし、中心市街地の総合的な魅力の増進と活性化を図るための計画を地方公共団体から募り、優れた計画を認定して事業を積極的に推進する計画。
	超高齢社会 高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）が21%を超える社会。高齢化率が7%を超えたときに高齢化社会、14%を超えたときに高齢社会と分類している。
	鳥獣保護区 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために指定される区域。
	調整池 短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。
て	DID Densely Inhabited District の略。人口集中地区と直訳され、国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。
	低炭素社会 二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。
	低・未利用地 土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置付けられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般的に低・未利用地という。 同種の概念に都市計画法に基づく遊休土地がある。都市計画運用指針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が周辺地域における同一の用途、又はこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態をいう。

用語	説明
と	テクノプラザ V R技術やロボット技術など科学技術に関する各研究開発機能が集積する研究開発拠点であり、「I T」と「ものづくり」の融合による産業の高度化・情報化・及び新産業の創出を目指している。情報提供や人材育成・研究開発支援機能をもたせる地域産業の高度化を推進する中核拠点として整備された施設で、県有施設である岐阜県科学技術振興センターと第三セクターの株式会社V Rテクノセンターから成る合築施設となっている。
	デマンド型交通 予約型の運行形態の輸送サービスを指す。路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより様々な運行形態が存在する。
	伝統的建造物群保存地区 都市計画法に基づく地域地区の一つで、価値のある伝統的建造物群及び周辺環境を保存するために指定される地区。建造物、土地の形質、樹木など現状の変更に対して規制を受ける。
と	東濃研究学園都市 東濃西部地域における先端科学技術研究施設が集積した都市のこと。研究者により良い環境を提供するため、クオリティーの高い居住空間、交流施設などを整備し、世界に誇ることができる快適で高機能なまちづくりを、地域と一体となって進めている。
	特定空家 空家等のうち、(イ)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、(ロ)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、(ハ)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、(ニ)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの。
	特定環境保全公共下水道 公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道。
	特定用途制限地域 都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
	特別業務地区 卸売市場等の流通業務施設を集中立地及び幹線道路沿い等で沿道サービス施設の立地を図るために定められる地区。
	特別工業地区 特別用途地区の一つで、周辺地域との環境保全を図りながら地場産業の育成を図る等のために定められた地区。
	特別用途地区 都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域を補完するものとして、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地区。特別工業地区などがある。

用語	説明
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地の良好な自然的環境を保全するために定められる地区。都市緑地法第12条に規定された制度。2004年の旧都市緑地保全法の改正（同改正により法律名も改称）により、従前の都市緑地保全地区の規定が、都市緑地保全地域及び特別都市緑地保全地区の規定として改められている。都市計画法及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地又は生育地で保全する必要があるものなどが設定される。
都市型水害	アスファルト舗装の道路や密集したコンクリート建物は地中への雨水の浸透を低下させる。このような都市において、局地的な豪雨による雨水が一気に下水道や中小河川へ流れ込み、排水処理機能がこれに追いつかない場合に雨水があふれ出すことにより発生する水害。
都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。
都市基幹公園	都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園によって構成される。
都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んで指す場合も多い。なお、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひとつの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能もある。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する立地適正化計画で定める。
都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
都市計画区域マスター プラン	都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

用語	説明
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については市町村が定める。
都市計画道路	都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。以下の 4 種類がある。 ①自動車専用道路 ②幹線街路 ③区画街路 ④特殊街路
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和 44 年（1969 年）施行。
都市公園	都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。 ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等）
都市高速鉄道	都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいう。
都市再生整備計画	都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき市町村が作成する、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施するための計画。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第 11 号において道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。
都市のスponジ化	都市のなかで、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する現象。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全・改善及び健康で文化的な都市生活の確保の用に供するため設けられる緑地。
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の総称。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。（通称：イエローゾーン）

用語	説明
	<b>土砂災害特別警戒区域</b> 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。(通称：レッドゾーン)
	<b>土石流危険渓流</b> 土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある川や沢をいう。
	<b>土地区画整理事業</b> 都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供(減歩)し、宅地の形を整えて交付(換地)するものである。
	<b>土地利用計画</b> 無秩序な市街化の防止や、土地の合理的な利用を図るために計画のこと。その実現のための手法には、区域区分(線引き)や地域地区(用途地域等)などがある。
な	<b>内水排除</b> 河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地(人が住んでいる場所)にある水を「内水(ないすい)」と呼ぶ。内水を排除することを「内水排除」という。
	<b>内水氾濫</b> 内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまう状態。
に	
ぬ	
ね	<b>年間商品販売額</b> 1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
の	<b>農業集落排水施設</b> 一般の公共下水道とは別に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設。
	<b>農業振興地域</b> 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域のこと。その地域の整備に關し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。
	<b>ノーマライゼーション</b> 高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通(ノーマル)の生活を送るため、共に暮らし、共に生きていくような社会こそノーマルであるという考え方。つまり、高齢者、障がい者等があるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる社会を目指すもの。
	<b>農用地区域</b> 農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途(農地、採草放牧地等)を定めて設定する区域。
は	<b>パーク・アンド・ライド</b> 都心部等での道路交通混雑を避けるために、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法。また、バスの場合は、パークアンドライド、自転車を利用したものをサイクルアンドライドともいう。

用語	説明
配置密度	都市計画道路の配置密度の考え方は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・『整備水準』の定義については、あくまで改良済みであることを基本とする中で、現時点で事業中もしくは 10 年以内に事業化が見込まれる代表的な路線を対象とし、今後 20 年以内に整備される延長を目標値として計上する。</li> <li>・『市街地内』の定義については、線引き都市計画区域であれば市街化区域内、非線引き都市計画区域であれば用途地域内とする。</li> <li>・計上する道路については、広域的な交通処理等の交通機能や市街地内の空間形成の機能等に配慮した道路を基本として、主要な都市計画道路（自動車専用道路及び幹線街路）を計上することとする。都市計画としては、広域的な路線は他の路線と同様、市街地内における都市活動を支える重要な路線であり、県としては該当する市街地内の主要な都市計画道路を計上することが妥当であると考えている。</li> <li>・「都市内道路整備プログラム策定マニュアル（案）」（平成 9 年 10 月建設省）によれば、望ましい配置密度は <math>3.5 \text{ km/km}^2</math>。</li> </ul>
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
バス高速輸送システム（BRT）	連節バス、公共車両優先システム（PTPS）、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。
バスロケーションシステム	バスの位置情報を GPS 車載器でリアルタイムに把握することにより、バスの現在位置・運行状況・遅れ情報等の提供を行うシステム。
ハブ	交通の路線等が集中する場所。
バリアフリー化	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけていたり、道路の段差をなくしたりすること。
ひ 非線引き	都市計画区域マスタープランの中で、線引き不要と都道府県が判断した都市計画区域のことをいう。平成 12 年の都市計画法改正により線引き制度（市街化区域と市街化調整区域との区分）が大幅に改正され、線引きをするか否かを、都市計画区域を定めた都道府県が、地域の実情を踏まえて、都市計画区域マスタープランの中で判断する仕組みになったことを受けたもの。
ふ ファサード修景	主に建築物の前面について、その外観を美しく整えること。
ふ 風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹林の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建蔽率、高さ）などを規制する地区。風致地区においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について、都道府県の条例(10ha 未満のものについては市町村の条例)により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

用語		説明
	フレーム	人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積。
へ	ペデストリアンデッキ	歩行者のための人工地盤。主に、鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点において整備されることが多く、歩行者を自動車交通と分離し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
	ベッドタウン	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。
ほ	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
	防火・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、建築物の不燃化を図る地区。
	放射状道路	都市の中心地域等からその周辺へ放射状に延びる道路。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
	保健休養機能	森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。
	保健保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する。
	ほ場整備	水田や畑を利用しやすいように整形したり大きな区画にしたりすることによって、農業が安定する農地を作り上げること。
	保存樹林	都市における美観風致の維持を図るために、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年 5 月 18 日 法律第 142 号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するもの。
ま	MaaS	Mobility as a Service の略。情報通信技術を活用し、自家用車以外の交通手段による移動を 1 つのサービスと捉え、継ぎ目なくつなぐ「移動」の概念。
	まちなか居住	鉄道駅周辺など、都市の中心地域（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図ることができること、交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高めることができるなどのメリットがあるとされている。
み	密集市街地	老朽化した木造等の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他の土地利用の状況から、防災上の安全性が確保されていない市街地をいう。
む	無電柱化	電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。
め	メカトロニクス産業	機械装置に電子工学的知見を融合させた技術を利用する経済活動のこと。

用語		説明
も	モビリティ	動きやすさ、移動性、機動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指す。一般にモビリティは、個人の身体的能力や交通手段を利用する社会的・経済的能力、交通環境によって左右される。
や		
ゆ	遊水機能	河川沿いの田畠等において雨水又は河川の水を一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
よ	用途地域	都市計画法や建築基準法に基づいて、住居、商業、工業など市街地における大枠としての土地利用の規制・誘導を行うもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制・誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。基本的には市町村が定める。
	用途転換	計画的に土地利用の転換を図る場合や、従来想定されていた市街地像と異なる建築物が相当程度立地する動向にある場合などにおいて、用途地域の変更を行うこと。
ら	ライフライン	上下水道や電力、ガス供給施設などの供給処理施設、通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的な生活の維持に直結した施設。
り	立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。
	リニア中央新幹線	東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を経由し大阪市までの約 438km を、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶもの。
	リノベーション	再構築すること。人口減少や高齢化等、経済社会情勢の変化に対応した都市の再構築（リノベーション）が求められている。
	リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル	ごみになる物は断ること（リフューズ）、ごみを減らすこと（リデュース）、物を繰りかえし使うこと（リユース）、資源として再利用すること（リサイクル）。
	流域関連公共下水道	公共下水道は、市町村の整備・管理による主として市街地の下水を排除し、又は処理する下水道である。このうち、終末処理場を有しているものを「単独公共下水道」、終末処理場がなく流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」という。
	流雪溝・消融雪施設	流雪溝とは、除雪した雪を処分するために流す溝のこと。消融雪施設とは、積もった雪を溶かす装置のこと。
	流通業務団地	流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定められる地区。

用語	説明
	緑地環境保全地域 市街地及び集落地並びにこれらの周辺地にある樹林地、水辺地その他これらに類する自然環境を有する土地で、その自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものとして、知事が岐阜県自然環境保全条例第25条の規定により指定するもの。
	緑地協定 住民の合意のもとに、一定地域内の緑化に関する自主的な基準を定める制度。
る	歴史的景観地区 古くから市街地を形成し、祭り、伝統、文化の中心、そして飛騨市のシンボルとなっていて、都市景観の形成を図る必要があると認める地区。
	歴史的風致維持向上計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第1項に基づいて市町村が作成する、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上を図るために計画。
	レクリエーション機能 休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。
	連続立体交差事業 都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化又は地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化とともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。
ろ	ロードサイド型 幹線道路等の通行量の多い道路の沿線において、自家用車でのアクセスが主たるもののこと。